

役員・評議員の選任等にかかる解説

(平成 29 年 1 月 24 日版)

1. 役員・評議員の選任にかかるスケジュールについて
2. 評議員の選任等について
3. 理事の選任等について
4. 監事の選任等について

〔凡例〕

法	:	社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法
令	:	社会福祉法施行令
則	:	社会福祉法施行規則
留意事項	:	社会福祉法人制度の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて） (平成 28 年 11 月 11 日改訂、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課)
社団財団法	:	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

※本稿における役員とは、理事および監事をさす。

全国社会福祉法人経営者協議会
制度・政策委員会

1. 役員・評議員の選任にかかるスケジュールについて

全国経営協会法人向け支援ツール「制度見直しに係るスケジュール」を参照のこと。(URL: <https://www.keieikyo.gr.jp/>)

(1) 理事会（平成 28 年度中）

○ 評議員選任・解任委員会運営規則の作成

○ 役員等候補者案を選定

・ 理事

・ 監事

・ 評議員

・ 評議員選任・解任委員

⇒評議員会の決議を必要とする事項については、理事会で決定するため（法第四十五条の八第三項）

(2) 評議員選任・解任委員会（平成 28 年度中）

○ 理事会において評議員選任・解任委員会の運営規則の承認および評議員選任・解任委員が選任され、所轄庁による定款変更認可後、評議員選任・解任委員会を開催し、評議員を選任する。

(3) 定時評議員会（平成 29 年度 5 月～ 6 月）

○ 新役員の選任

(4) 新理事会（平成 29 年度 5 月～ 6 月）

○ 理事長の選任

2. 評議員の選任等について

全国経営協会法人向け支援ツール「社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】」を参照のこと。(URL: <https://www.keieikyo.gr.jp/>)

(1) 社会福祉法人と評議員等との関係

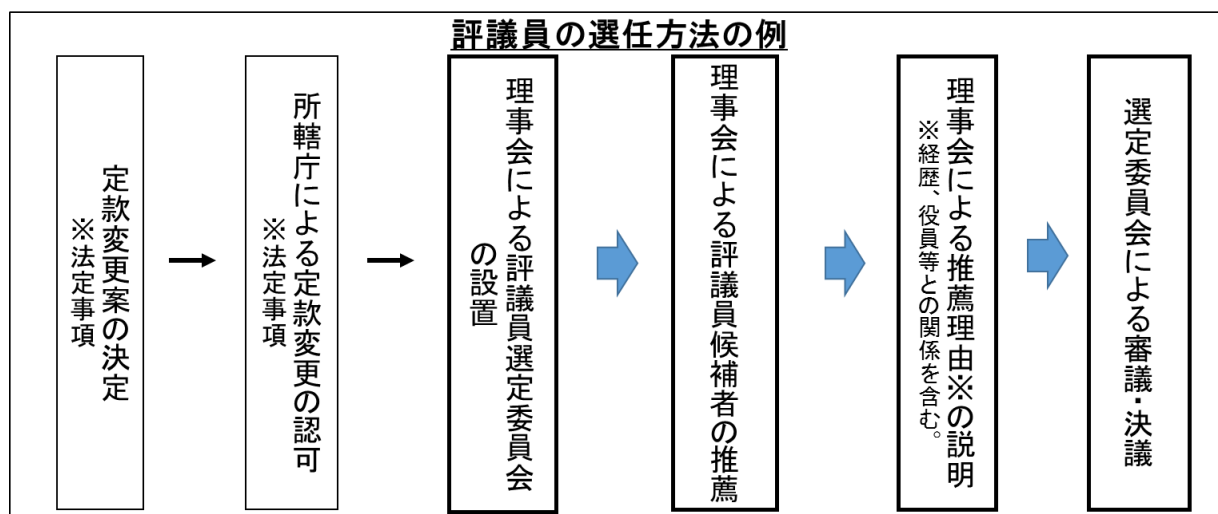
- 社会福祉法人と評議員、役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。(法第三十八条)
- この規定により、委任を受けた者(受任者)である評議員、役員(理事・監事)、会計監査人は、「善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務」(善管注意義務)を負うこととなり(民法第六百四十四条)、このことは常勤・非常勤、報酬の有無にかかわらない。

(2) 評議員の選任

選任方法

- 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。(法第三十九条)
- 理事又は理事会が評議員を選任又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しない。(法第三十一条第五項)
- 定款で定める方法としては、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関(評議員選任・解任委員会)を設置し、この期間の決定に従って行う方法等が考えられる。(留意事項)

※次頁「(3) 評議員選任・解任委員会」参照



社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】

01-評議員 1-1、1-8

平成 28 年度における評議員（29 年 4 月以降最初の評議員）選任

- 平成 29 年 4 月 1 日前に設立された社会福祉法人は、同日までに、あらかじめ、本条の規定の例によって評議員を選任しておかなければならない。（法附則第九条第一項）
- 当該選任は、平成 29 年 4 月 1 日において、その効力を生ずる。（法附則第九条第二項）
- 平成 29 年 3 月 31 日において社会福祉法人の評議員である者の任期は、同日に満了する（法附則九条第三項）

社会福祉法人制度改革に関する Q&A【全国経営協版】

06-任期 6-5、6-8、6-9

（3）評議員選任・解任委員会

- 定款で定める評議員の選任・解任の方法としては、外部委員が参加する機関（評議員選任・解任委員会）を設置し、この機関の決定に従って行う方法が考えられる。（留意事項）

社会福祉法人制度改革に関する Q&A【全国経営協版】

02-選任・解任委員会

構成

- 評議員選任・解任委員会は、監事●名、事務局員●名、外部委員●名の合計●名で構成する。
- 理事が、理事会の決定に従い評議員候補者等の提案を行うことは通常と考えられ、その提案の説明・質疑対応のために出席することは可能である。しかし、理事が議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
- 事務局員に法人の職員（介護職員等を含む。）がなることは可能であり、定款において「事務局員」を「職員」と定めることも可能。
- 監事・事務局員を委員としないことは可能であるが、評議員選任・解任委員会が法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関であることから、少なくとも外部委員 1 名を委員とすることが適当。
- 評議員選任・解任委員の人数については、法人の規模等に応じて、各法人において判断することとなる。評議員選任・解任委員会は合議体の機関であることから、3 名以上とすることが適当。

選任方法

- 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委

員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 評議員選任・解任委員は、法人運営の状況を把握し、業務執行に関し責任を負う理事会において選任する方法が考えられる。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

不適格事由

- 理事が評議員選任・解任委員となることは、理事又は理事会が評議員を選任する旨の定款の定めは無効であるため、認められない。
- 評議員が評議員選任・解任委員になることは、自分を選任・解任することになるため、適当ではない。しかし、当該評議員が次の評議員に選出されないことが明らかな場合は、法人の判断で評議員選任・解任委員にすることは差し支えない。

運営

- 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の●名以上が出席し、かつ、外部委員の●名以上が賛成することを要する。
- 評議員選任・解任委員会を置く場合は、評議員が欠けた場合等に迅速に対応できるよう、常時設置することが適当。
- 評議員選任・解任委員会の招集は、業務執行に関し責任を負う理事会において決定し、理事が行うことが適当。
- 適切な手続きにより評議員の選任・解任を行ったことについて説明責任を果たすことができるよう、議事録を作成し、評議員会や理事会の議事録と同様に10年間保存しておくことが適当。
- 理事が、理事会の決定に従い評議員候補者等の提案を行うことは通常と考えられ、その提案の説明・質疑対応のために出席することは可能である。しかし、理事が議決に加わることは認められず、議事に影響を及ぼすことは適当でない。
- 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うことが考えられる。その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当。
- 評議員選任・解任委員に報酬を支払うことは可能。ただし、社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないようにすることが適当。

任期

- 評議員選任・解任委員会を常時設置する場合には、理事や評議員の任期を参考に委員の任期を設けることが適当。

(4) 評議員の資格等

人数

- 評議員は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。(法第四十条第三項)
⇒理事が6人の場合、評議員は7人以上となる。
- 一定の事業規模を超えない法人について、施行から3年間(29年度から31年度まで)は、7人以上ではなく「4人以上」とする。(法附則第十条)
⇒この一定の事業規模については、平成27年度決算の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円とする。(令第四条第一項)
※附則による特例により、「4人以上」とした場合、平成32年度当初から、本則に従って評議員を追加する必要がある。

社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

01-評議員 1-4 ~ 1-7

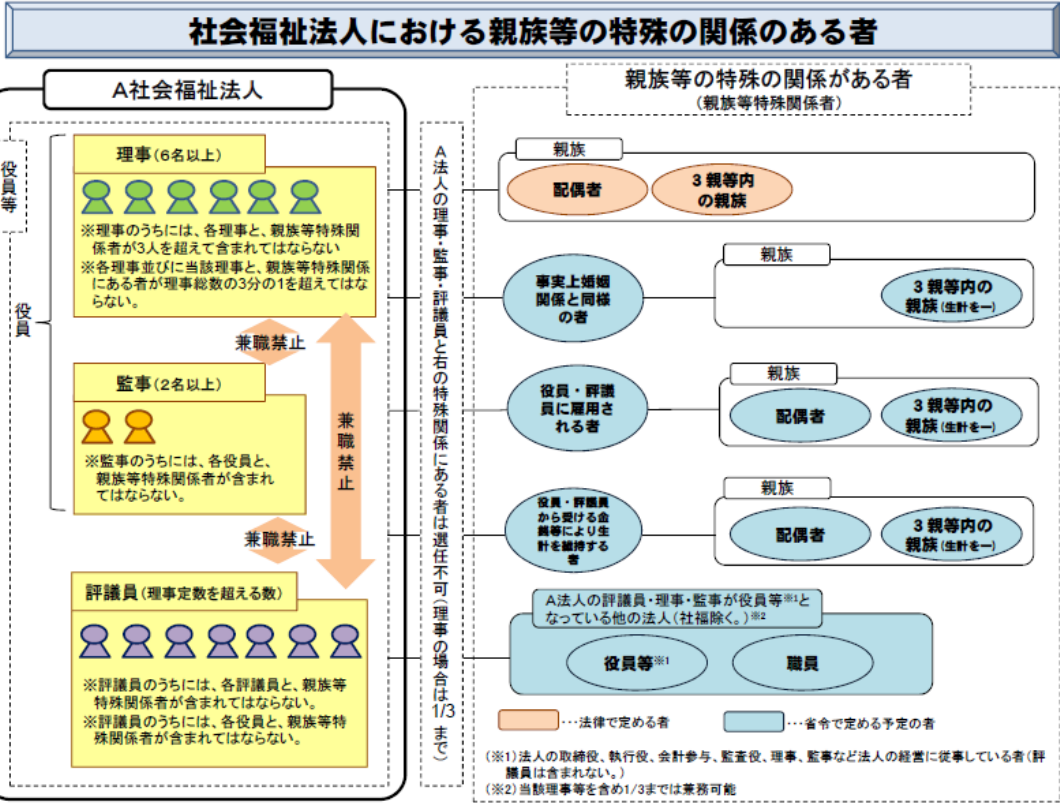
必要要件

- 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。(法第三十九条)
- この識見を有する者については、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。(留意事項)

欠格事由

- 評議員となることができない者(法第四十条第一項)
 - ・ 法人(同項第一号)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(同項第二号)
 - ・ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第三号)
 - ・ 前記に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第四号)
 - ・ 所轄庁の解散命令(法第五十六条第八項)により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員(同項第五号)

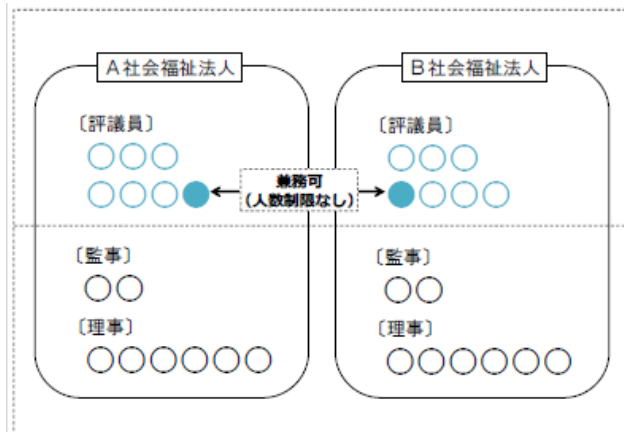
- 評議員は、役員（理事・監事）又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。（法第四十条第二項）
- 評議員のうちには、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならない。（法第四十条第四項及び第五項）
- 特殊の関係がある者は、以下のとおり。
 - ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
 - ③ ①、②の者以外で、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③の者の配偶者
 - ⑤ ①から③の者の三親等以内の親族であり、これらの者と生計を一にするもの
 - ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ※業務を執行する社員を含む
 - ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ※業務を執行する社員を含む
 - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
 - ※支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
 - ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人



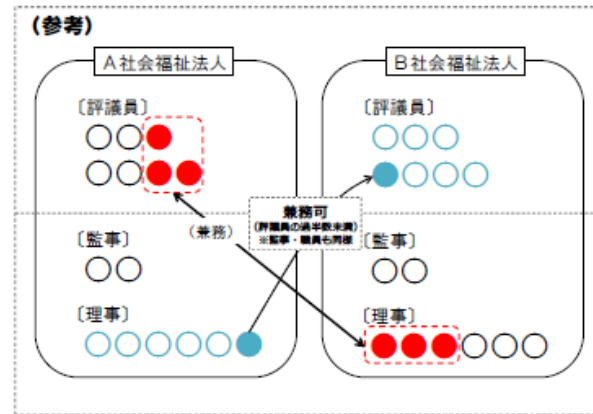
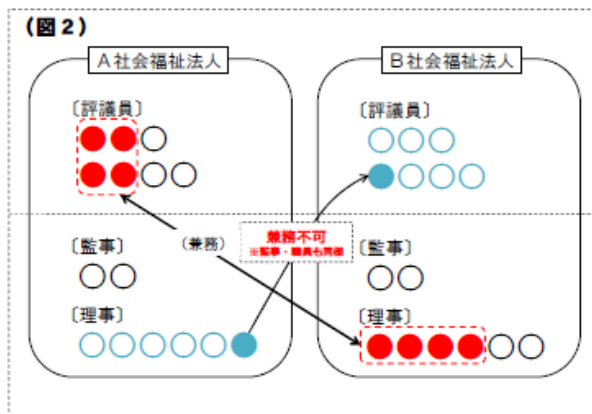
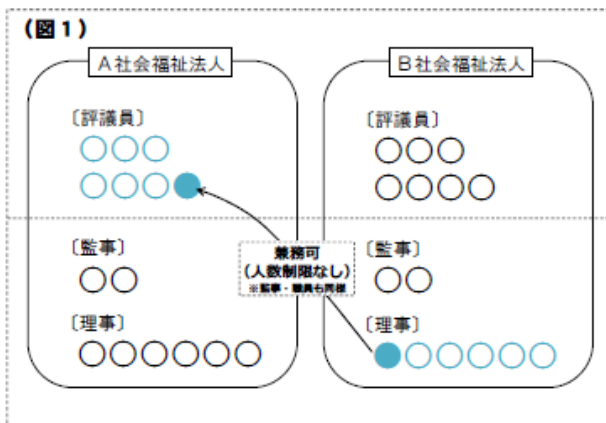
社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

01-評議員 1-9 ~ 1-24

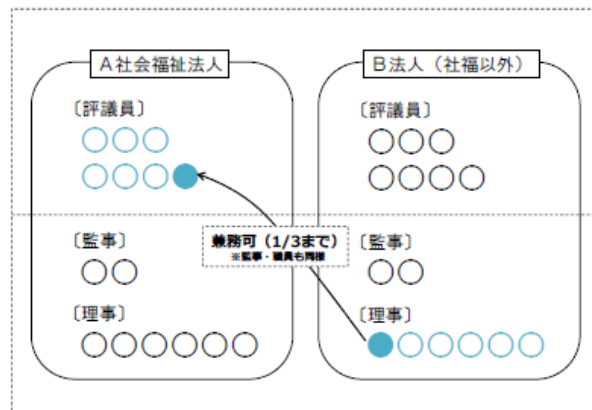
- ◆ A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の評議員が就任することは人数に制限なく兼務可能。



- ◆ A社会福祉法人の評議員には、B社会福祉法人の役員や職員が就任することは、人数に制限なく兼務可能。ただし、A社会福祉法人の評議員の過半数をB社会福祉法人の役員が占める場合は、A社会福祉法人の役員又は職員がB社会福祉法人の評議員となることは不可。



- ◆ A社会福祉法人の評議員には、社会福祉法人でないB法人の役員又は職員が就任することは可能。ただし、A社会福祉法人の評議員とB法人の役員又は職員を兼務している者が、A法人の評議員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。



租税特別措置法第四十条の特例適用を受けるにあたって

- 租税特別措置法第四十条の特例適用を受けるにあたっては、評議員の選任について、社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が、定款に規定されていることが必要。
- つまり、評議員のうち親族関係（※）を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者の数が評議員の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

※租税特別措置法における親族（次頁参照）

- 特殊の関係がある者は、以下のとおり。
 - ① 当該評議員と親族関係を有する者
 - ② 当該親族関係を有する評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 当該親族関係を有する評議員の使用人および使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②、③の者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
 - ⑤ 当該親族関係を有する評議員及び②から④に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（※）（イにおいて「会社役員」という）または使用人である者
 - イ 当該親族関係を有する評議員が会社役員となっている他の法人
 - ロ 当該親族関係を有する評議員及び②から④までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

※法人税法第2条第15号に規定する役員とは、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定める者をいう」とされている。

<親族・親等図>

親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族

— 社会福祉法における親族の範囲

血族：

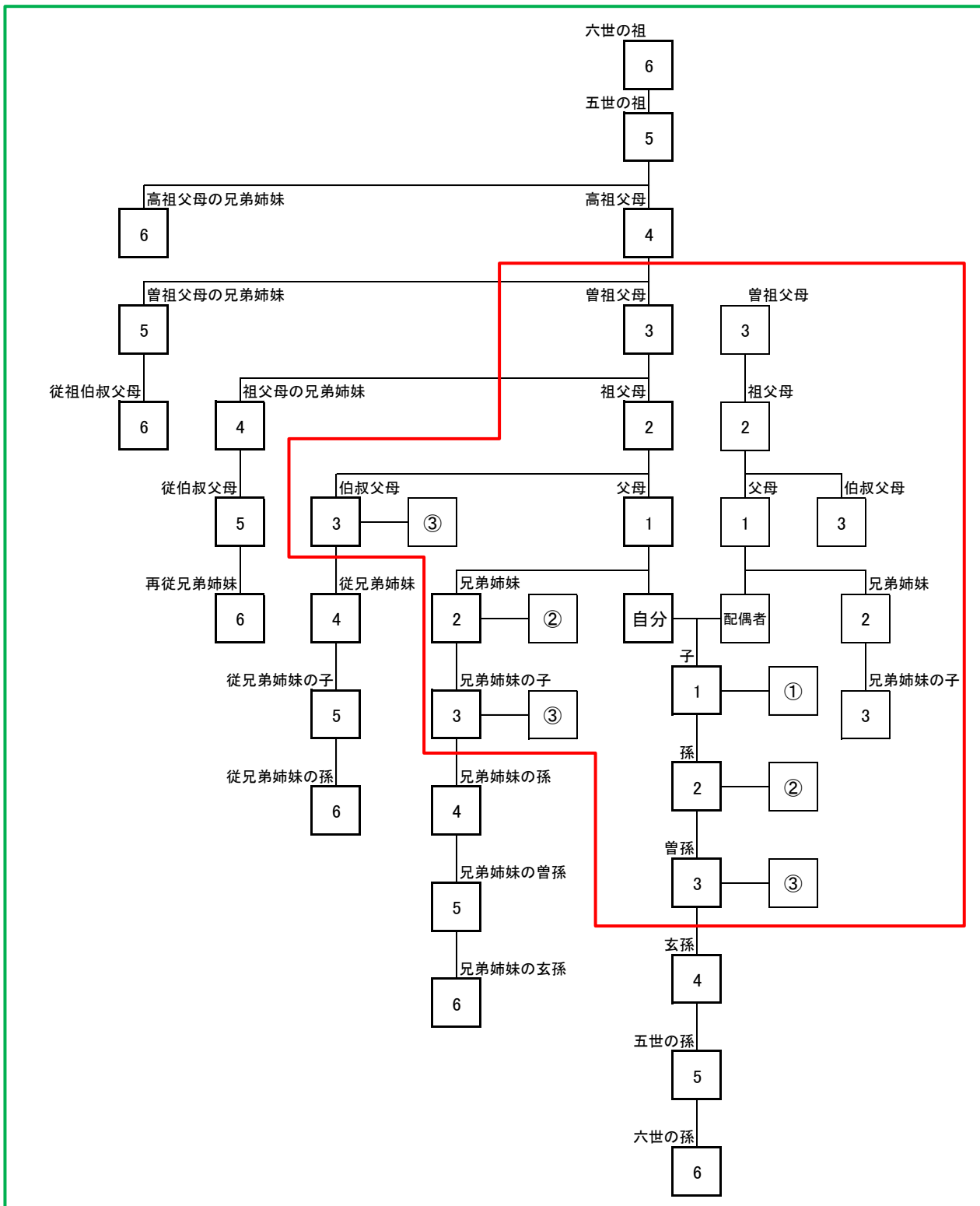


姻族：



— 租税特別措置法における親族の範囲
(民法第725条)

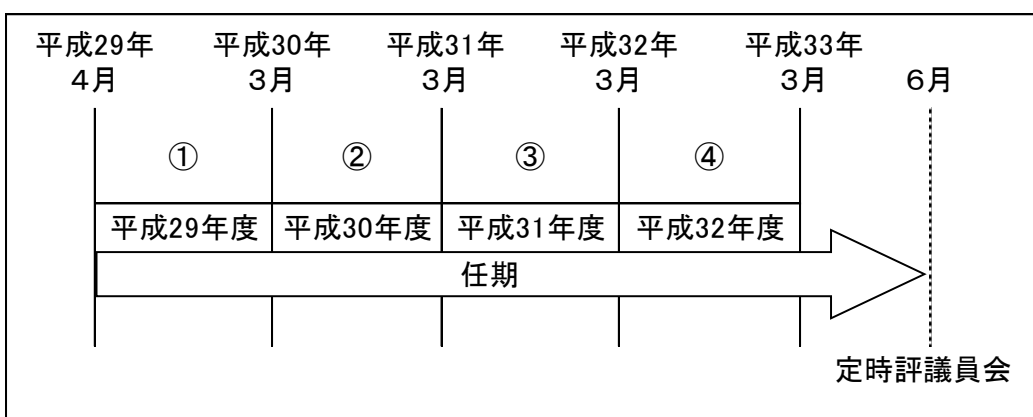
※中数字は親等数、①～③は配偶者



(5) 評議員の任期

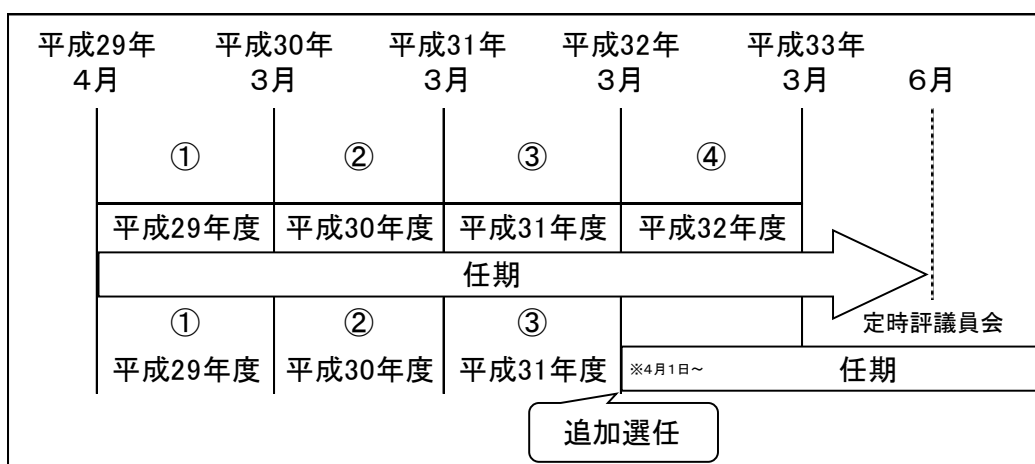
- 評議員の任期は、原則として、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである。ただし、定款の定めにより、選任後「4年以内」を「6年以内」に伸長することが可能。
(法第四十一条)
- 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を、定款により退任した評議員の任期の満了する時までとする事は可能(法第四十一条二項)

(例：平成29年4月に始まる評議員の任期) ※4年の場合



※小規模特例法人の場合

※小規模特例から本則に戻す(追加選任する)場合は、平成31年度終了ま



で、定款の変更及び選任手続きが必要

- なお、現職の評議員の任期は、平成29年3月31日において満了することとなる。(法附則第九条第三項)

社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】

06-任期 6-1~6-3、6-6、6-10~6-12

(6) 評議員の解任

- 評議員の職務の執行について、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該評議員を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員の日から 30 日以内に訴えをもって当該評議員の解任を請求することができる。(法第四十五条の四)

(7) 欠員を生じた場合の措置

評議員は退任した場合であっても、後任者が選任されるまで評議員としての権利義務を有することとなるため、欠員が生じた場合はすみやかに補充選任を行うことが望ましい。

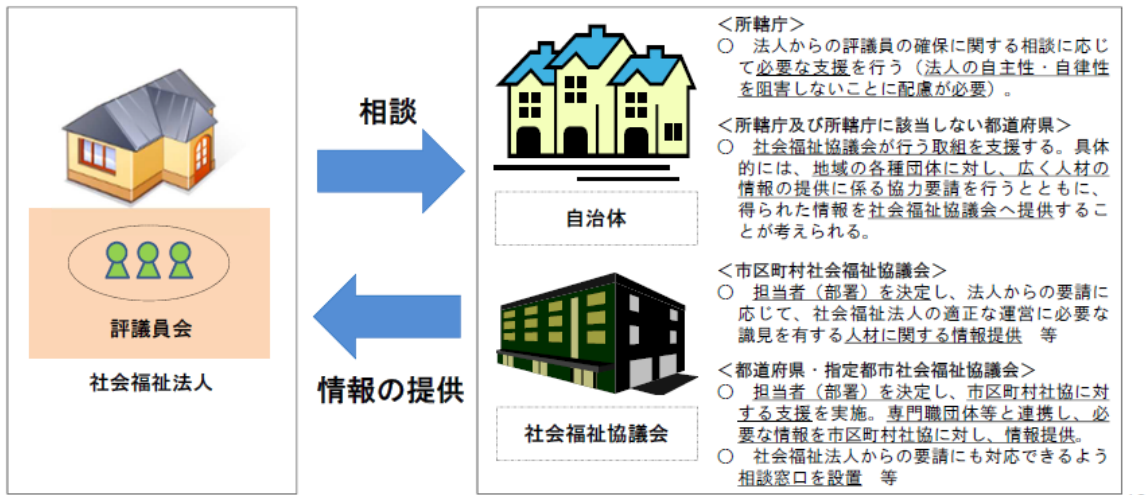
- 社会福祉法又は定款で定めた評議員の員数がかけた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員（次項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。(法第四十二条第一項)
- 事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求によりまたは職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。(法第四十二条第二項)
- 評議員の欠員が生じた場合に備えて、補欠の評議員を選任しておくことができる。(法第四十三条第二項)

参考：地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 小規模な法人などでは、評議員の候補となる人材に関する情報が不足する、あるいは、地域における人材に限られるなどの要因により、評議員の確保が困難となることも想定されることから、厚生労働省では地域における評議員の確保を支援する仕組みを講じることとしている。

地域における評議員の確保を支援する仕組み

- 社会福祉法人が所在する地域の地方自治体や社会福祉協議会が、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者に関する情報を収集し、評議員の確保が困難な法人の求めに応じて、人材の情報を提供する等の支援を行う。
- 地方自治体が行うべき支援及び社会福祉協議会に期待される取組は以下のとおり。なお、法人において、評議員の確保に取り組んだにもかかわらず、平成29年3月31日までの選任に間に合わなかった場合においては、所轄庁は、以下の取組の一環として評議員の確保のための支援を行うとともに、期限についても柔軟に対応する。



全社地発第 184 号
平成 28 年 7 月 4 日

都道府県・指定都市社会福祉協議会 事務局長 殿

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 事務局長

社会福祉法人に対する評議員確保の支援について

本会事業の推進につきましては、平素よりご高配賜り深謝申しあげます。

今般の社会福祉法改正により、平成 29 年 4 月 1 日より全ての社会福祉法人において評議員会を設置することが義務付けられました。しかし、とくに小規模な法人などでは、評議員の候補者となり得る地域の人材の情報を得ることが難しい状況もあることから、地域の住民や福祉関係者のネットワークを有する社協の支援が期待されています。

このたび、厚生労働省より法改正にかかる対応について、平成 28 年 6 月 20 日付で事務連絡が発出され、評議員確保支援に関して「地方自治体が行うべき支援」や「社会福祉協議会に期待される取組」が示されたことを踏まえ、基本的な考え方や実施内容等について別紙のとおり整理しました。つきましては、貴会における体制整備等とともに市区町村社協への周知及び取組の推進にご尽力賜りますようお願い申しあげます。

なお、上記の他に、地域における公益的な取組の責務化等に伴う社会福祉法人・福祉施設との協働の推進については、本会地域福祉推進委員会において「社会福祉法人制度の見直しに対応した社会福祉協議会と社会福祉法人・福祉施設の協働による活動の推進方策」を作成中であり、追ってお示しすることとしています。

【本件に関する問合せ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部 担当：水谷、桑原、平井
TEL03-3581-4655 FAX03-3581-7858
z-chiiki@shakyo.or.jp

(別紙)

1. 基本的な考え方

①社協としての取組の意義

地域における様々な生活課題への対応が求められる中、社協は地域福祉を推進する組織として役割を発揮し、地域住民、社会福祉法人・福祉施設をはじめとする社会福祉関係者等と地域の課題を共有し、解決にむけた取組を強化していく必要がある。

評議員確保の支援は、地域の社会福祉法人・福祉施設との連携・協働を推進するうえで重要な取組であり、社協として積極的に対応する必要がある。

また、社会福祉法第 109 条第 1 項第 4 号（社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業）及び第 110 条第 1 項第 1 号に基づき社協に求められる、その本来的な活動の一環として主体的に取り組むべき事項である。

②社会福祉法人との関係

評議員会は社会福祉法人の意思決定機関（議決機関）であり、評議員の選任に当たっては、社会福祉法人の自主性、主体性が尊重され、最終的な決定とその結果責任は当該社会福祉法人にある。また、評議員の選任はあくまでも当該社会福祉法人と評議員への就任を承諾する者の間での合意に基づいて行われるものである。

③所轄庁等の自治体との関係

社会福祉法人の評議員会設置について具体的な推進や指導を行い、適正な運営を確保することは所轄庁（都道府県・市）の役割であり、社協は、所轄庁等の関係自治体と連携して、評議員の候補者となり得ると考えられる地域の人材について情報提供し、評議員会設置にむけた環境づくりを行う。

2. 都道府県・指定都市社会福祉協議会における取組

①担当者（部署）を決定し、市区町村社協に対する支援を実施する。特に、専門職団体等と連携し、必要な情報を市区町村社協に対し、情報提供する。

【市区町村社協への支援の例】

- 市区町村社協の担当者（部署）及び取組状況について、アンケートや担当者会議を通じて把握するとともに市区町村社協からの相談に対応し支援を行う。
- 都道府県庁と連携し、町村部の社会福祉法人に対して町村社協とともに支援を行う。

【専門職団体の例】

- 社会福祉士会
- 介護福祉士会
- その他、たとえば日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援での弁護士会とのつながりを生かして連携すること等が考えられる。

②社会福祉法人からの要請にも対応できるよう相談窓口を設置する。

③福祉関係団体等を通じた社会福祉施設関係者への周知を行う。

【周知の取組例】

- 種別協議会での会議及び情報誌、メールニュース等において所轄庁や社協における評議員確保支援の取組について説明、広報する。

3. 市区町村社協における取組

①担当者（部署）を決定し、社会福祉法人から要請があった場合には、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供する。

【地域の人材の例】

- 住民組織の代表者
- 地域において福祉活動を行う者（民生委員・児童委員、福祉委員、高齢者見守り員等）
- ボランティア団体やNPOの活動者
- 福祉サービスを利用する当事者（団体のリーダー等） 等

※社会福祉法人制度改革の趣旨や評議員の役割について説明するとともに、本人の了解を得た上で社会福祉法人へ情報提供を行うことが必要である。

②地域の状況等に応じて対応すること

- ・あらかじめ社会福祉法人のニーズ等を把握するため、社会福祉法人に対する説明会や調査等を行う。なお、施設連絡会等を設置している場合は、当該連絡会の取組として実施する。
- ・評議員の候補者となり得る地域住民への説明会の開催等により評議員会制度に係る理解の促進を図る。

都道府県・指定都市社会福祉協議会における当面の担当窓口一覧

	社協名	部署名(電話番号)
1	北海道	施設福祉課 (011-280-3161) 地域福祉課 (011-241-3977)
2	青森県	福祉人材課 (017-723-1391)
3	岩手県	総務部 (019-637-9613)
4	宮城県	総務部 (022-225-8476)
5	秋田県	総務企画部 (018-864-2711)
6	山形県	総務企画部 (023-622-5805)
7	福島県	総務企画課 (024-523-1251) 福祉サービス支援課 (024-523-1256)
8	茨城県	総務企画部 (029-241-1133)
9	栃木県	地域福祉部施設福祉課経営指導室 (028-622-5711)
10	群馬県	施設福祉課 (027-289-3344)
11	埼玉県	地域連携課 (048-822-1248) 経営相談室 (048-825-4811)
12	千葉県	地域福祉推進部 (043-245-1102) 福祉サービス事業部 (043-245-1103)
13	東京都	地域福祉部地域福祉担当 (03-3268-7186) 福祉部経営支援担当(経営相談) (03-3268-7170)
14	神奈川県	総務担当 (045-311-1421) 地域福祉推進担当 (045-312-4815) ライフサポート担当(経営相談室) (045-311-8730)
15	新潟県	地域福祉課 (025-281-5521)
16	富山県	施設団体支援課 (076-432-2959)
17	石川県	総務管理課 (076-224-1212)
18	福井県	総務施設課 (0776-24-2347)
19	山梨県	総務企画課 (055-254-8610)
20	長野県	総務企画部総務グループ (026-228-4244)
21	岐阜県	総務企画部 (058-273-1111)
22	静岡県	総務部 (054-254-5248) 福祉企画部 (054-254-5231)
23	愛知県	施設福祉部 (052-212-5509) 地域福祉部 (052-212-5502)
24	三重県	総務企画部 (059-227-5145)
25	滋賀県	経営部門法人経営担当 (077-567-3921)
26	京都府	地域福祉・ボランティア振興課 (075-252-6294) 福祉経営推進室 (075-252-6292)
27	大阪府	社会福祉事業経営相談室 (06-6762-9004)
28	兵庫県	福祉事業部 (078-242-4635)
29	奈良県	総務企画課 (0744-29-0100)
30	和歌山県	総務・資金部 (073-435-5224)
31	鳥取県	福祉振興部 (0857-59-6344)
32	島根県	総務部 (0852-32-5970)
33	岡山県	地域福祉部 (086-226-2835) 総務企画部 (086-226-2822)
34	広島県	総務課 (082-254-3411)
35	山口県	総務班 (083-924-2777) 福祉振興班 (083-924-2799) 地域福祉班 (083-924-2828)

	社協名	部署名(電話番号)
36	徳島県	総務企画課 (088-657-4461)
37	香川県	地域福祉部 (087-861-0546) 法人振興・総務部 (087-861-5611)
38	愛媛県	経営管理課 (089-921-8344)
39	高知県	福祉施設支援課 (088-844-4611)
40	福岡県	総務部総務課 (092-584-3377)
41	佐賀県	総務課 (0952-23-2145)
42	長崎県	地域福祉課 (095-846-8618)
43	熊本県	地域福祉課 (096-324-5470)
44	大分県	地域福祉部 施設団体支援部 (097-558-0300) 総務・企画情報部
45	宮崎県	経営企画部 (0985-22-3145)
46	鹿児島県	地域福祉部 (099-257-3855) 施設福祉部
47	沖縄県	地域福祉部 (098-887-2000) 施設団体福祉部
	社協名	部署名(電話番号)
48	札幌市	総務課 (011-614-3345)
49	仙台市	総務課 (022-223-2010)
50	さいたま市	総務課 (048-835-3111)
51	千葉市	総務課 (043-209-8884)
52	横浜市	総務課 (045-201-2096)
53	川崎市	施設・団体事業推進課 (044-739-8717)
54	相模原市	総務課 (042-730-3888)
55	新潟市	経営管理課 (025-243-4366)
56	静岡市	総務課 (054-254-5213)
57	浜松市	総務課 (053-453-0580)
58	名古屋市	地域福祉推進部 (052-911-3193)
59	京都市	総務部 (075-354-8731)
60	大阪市	総務課 (06-6765-5601)
61	堺市	総務課 (072-232-5420)
62	神戸市	福祉部地域福祉課 (078-271-5317)
63	岡山市	地域福祉課 (086-225-4051)
64	広島市	福祉課 (082-243-0051)
65	北九州市	総務部 (093-882-4401)
66	福岡市	地域福祉課 (092-720-5356)
67	熊本市	地域福祉推進課 (096-322-2331)

3. 理事の選任等について

全国経営協会法人向け支援ツール「社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】」を参照のこと。(URL: <https://www.keieikyo.gr.jp/>)

(1) 理事の選任

選任方法

- 理事は、評議員会の決議によって選任する。(法第四十三条第一項)
※平成29年4月1日以後に行われる理事の選任について適用する。(法附則第十一条)
- 理事選任の決議をする際に、理事の欠員が生じた場合に備えて、補欠の理事を選任しておくことができる。(法第四十三条第二項)

(2) 理事の資格等

人数

- 理事は6人以上でなければならない。(法第四十四条第四項)

必要要件

- 理事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。(法第四十四条第四項)
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業区域の福祉に関する実情に通じている者
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合、当該施設の管理者
- ※平成29年4月1日に在任している理事については、以後最初に召集される定時評議員会の終結の時までの間は、本規定は適用しない。(法附則第十三条)

社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】

04-役員 4-1、4-4～4-6

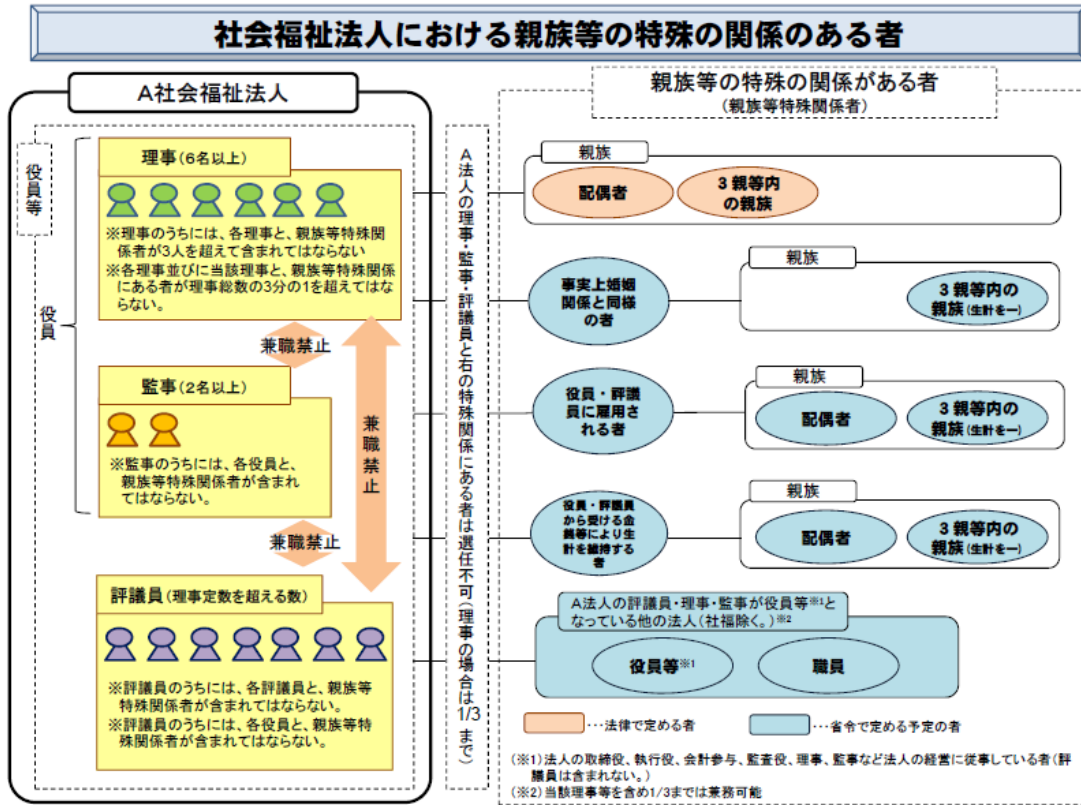
欠格事由

- 理事となることができない者(法第四十条第一項を準用)
 - ・ 法人(第一号)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(第二号)
 - ・ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(第三号)
 - ・ 前記に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(第四号)

- ・ 所轄庁の解散命令（法第五十六条第八項）により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（第五号）
- 理事のうちには、
 - ・ 各理事の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ・ 各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、もしくは理事総数の三分の一を超えて含まれてはならない。（法第四十四条第六項）
- ※平成 29 年 4 月 1 日に在任している理事については、以後最初に召集される定時評議員会の終結の時までの間は、本規定は適用しない。（法附則第十三条）
- 特殊の関係がある者は、以下のとおり。
 - ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該理事に雇用されている者
 - ③ ①、②の者以外で、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③の者の配偶者
 - ⑤ ①から③の者の三親等以内の親族であり、これらの者と生計を一にする者
 - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ※業務を執行する社員を含む
- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である、理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

04-役員 4-2～4-3、4-12



租税特別措置法第四十条の特例適用を受けるにあたって

- 租税特別措置法第四十条の特例適用を受けるにあたっては、理事の選任について、社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が、定款に規定されていることが必要。
- つまり、理事のうち親族関係(※)を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者の数が理事の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

※租税特別措置法における親族(11頁参照)

- 特殊の関係がある者は、以下のとおり。
 - ⑥ 当該理事と親族関係を有する者
 - ⑦ 当該親族関係を有する理事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ⑧ 当該親族関係を有する理事の使用人および使用人以外の者で当該理事等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑨ ②、③の者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
 - ⑩ 当該親族関係を有する理事及び②から④に掲げる者のほか、次に掲げる

法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（※）（イにおいて「会社役員」という）または使用人である者

- イ 当該親族関係を有する理事が会社役員となっている他の法人
- ロ 当該親族関係を有する理事及び②から④までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

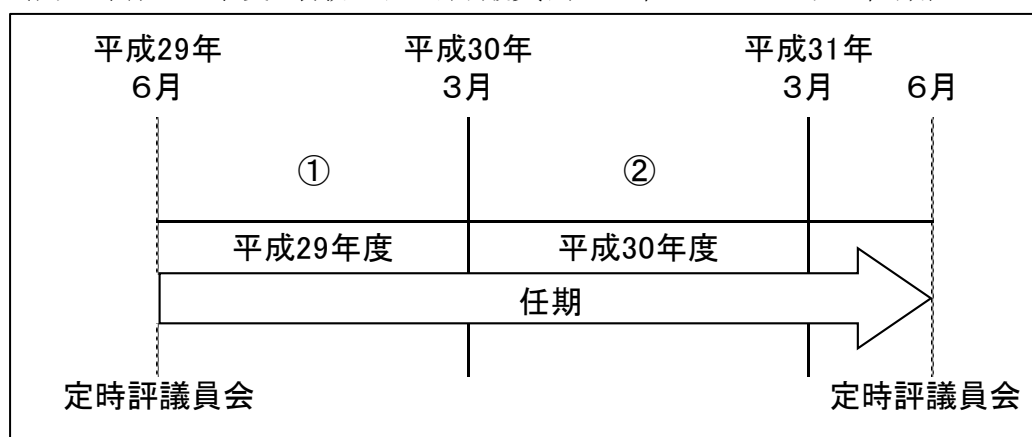
※法人税法第2条第15号に規定する役員とは、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定める者をいう」とされている。

（3）理事の任期

- 理事任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。（法第四十五条）

※平成29年4月1日に在任する社会福祉法人の役員の任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時まで。（法附則第十四条）

- 理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。（留意事項）
（例：平成29年度 最初の定時評議員会で選任された理事の任期）



社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

06-任期 6-4～6-12

（4）理事の権限等

- 理事長は、理事会の決定に基づき、（法第四十五条の十三第二項第一号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する。（法第四十五条の十六第二項第一号）
- 具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、法第四十五条の十三

第四項に掲げる事項以外の理事会から移譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行する。

- 対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する。(法第四十五条の十七第一項)
- 理事長は、3カ月に1回以上、(定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。(法第四十五条の十六第三項)
- この報告は現実開催された理事会で行わなければならない、報告を省略することはできない。(社団財団法九十八条第二項を準用)
- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という)を理事会で選定することができる。(法第四十五条の十六第二項)
- 業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない。(法第四十五条の十七第二項)
- 業務執行理事は、理事長と同様、3カ月に1回以上、(定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。(法第四十五条の十六第三項)
- この報告は現実開催された理事会で行わなければならない、報告を省略することはできない。(社団財団法九十八条第二項を準用)
- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに(法第四十五条の十三第二項第一号)、理事長や他の理事の職務の執行を監督(同項第二号及び第三号)する役割を担うこととなる。

社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

04-役員 4-7～4-11

(5) 理事の解任

- 理事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該理事を解任することができる。(法第四十五条の四)
 - ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - ・ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 役員又は評議員の職務の執行について、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員、評議員を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に訴えをもって当該評議員の解任を請求することができる。(社団財団法二百八十四条を準用)
- 前条の訴えについては、当該社会福祉法人及び前条の役員又は評議員を被

告とする。(社団財団法二百八十五条を準用)

- 社会福祉法人の役員又は評議員の解任の訴えは、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。(社団財団法二百八十六条を準用)

(6) 欠員を生じた場合の措置

理事は退任した場合であっても、後任者が選任されるまで理事としての権利義務を有することとなるため、欠員が生じた場合はすみやかに補充選任を行うことが望ましい。

- 法律又は定款で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。(法第四十五条の六第一項)
- 理事のうち、定款で定めた理事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。(法第四十五条の七)
- 理事の欠員が生じた場合に備えて、補欠の理事を選任しておくことができる。(法第四十三条第二項)

社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

04-役員 4-19

4. 監事の選任等について

全国経営協会法人向け支援ツール「社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】」を参照のこと。(URL: <https://www.keieikyo.gr.jp/>)

(1) 監事の選任

選任方法

- 監事は、評議員会の決議によって選任する。(法第四十三条)
※平成29年4月1日以後に行われる監事の選任について適用する。(法附則第十一条)
- 監事選任の決議をする場合、厚生労働省令で定めるところにより、監事の欠員が生じた場合に備えて、補欠の理事を選任しておくことができる。(法第四十三条第二項)
- 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。(社団財団法七十二条を準用)
- 監事は理事に対して、①監事の選任を評議員会の目的とすること、または、②監事の選任に関する議案を評議員会に提出すること、を請求することができる。(社団財団法七十二条第二項を準用)
- 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるることができる。(社団財団法七十四条を準用)

(2) 監事の資格等

人数

- 監事は2人以上でなければならない。(法第四十四条第三項)

必要要件

- 監事のうちには、次に掲げる者が含まなければならない。(法第四十四条第五項)
 - ・ 社会福祉事業について識見を有する者
 - ・ 財務管理について識見を有する者
- ※平成29年4月1日に在任している監事については、以後最初に召集される定時評議員会の終結の時までの間は、本規定は適用しない。(法附則第十三条)

社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】

04-役員 4-13～4-14、4-16

欠格事由

- 監事となることができない者(法第四十条第一項を準用)

- ・法人（第一号）
- ・成年被後見人又は被保佐人（第二号）
- ・生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第三号）
- ・前記に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（第四号）
- ・所轄庁の解散命令（法第五十六条第八項）により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（第五号）
- 監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできない。（法第四十四条第二項）
- 監事のうちには、
 - ・各役員配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ・各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない。（法第四十四条第七項）

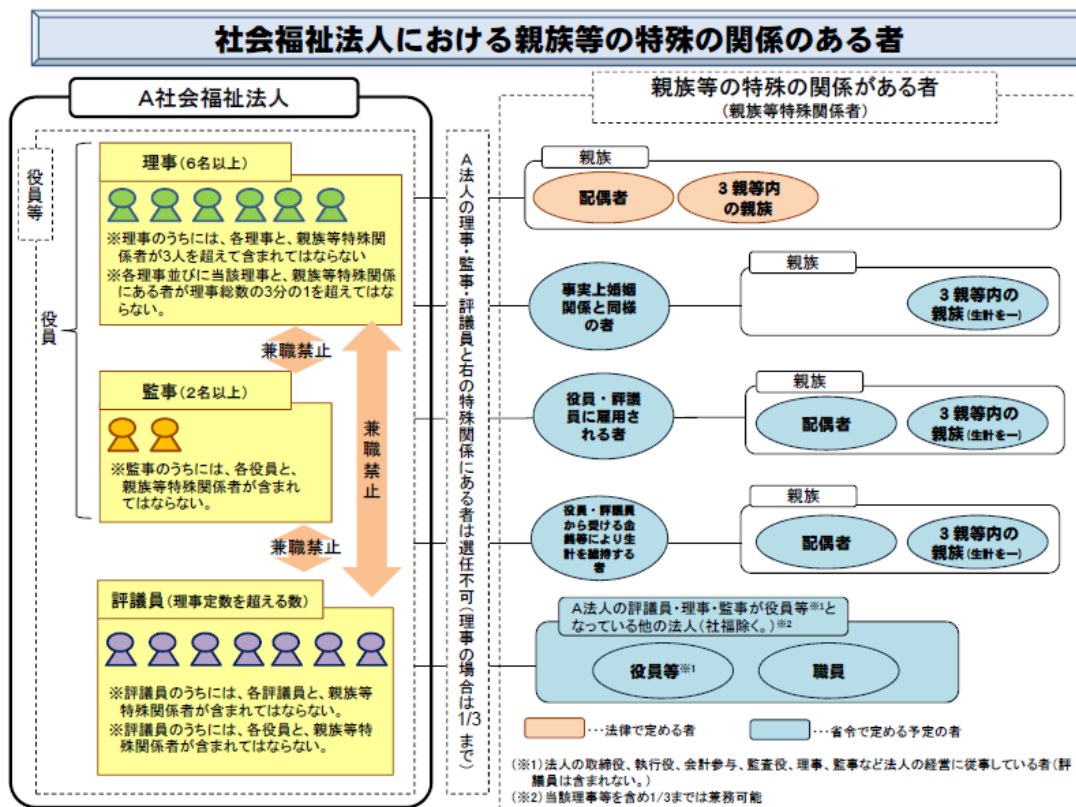
※平成 29 年 4 月 1 日に在任している監事については、以後最初に召集される定時評議員会の終結の時までの間は、本規定は適用しない。（法附則第十三条）

- 特殊の関係がある者は、以下とおり。
 - ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ② 当該役員に雇用されている者
 - ③ ①、②の者以外で、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ④ ②、③の者の配偶者
 - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であり、これらの者と生計を一にする者
 - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

※業務を執行する社員を含む

- ① 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ② 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ③ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である、役員（これらの役員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）

- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人



社会福祉法人制度改革に関する Q&A【全国経営協版】

04-役員 4-12、4-17～4-18

租税特別措置法第四十条の特例適用を受けるにあたって

- 租税特別措置法第四十条の特例適用を受けるにあたっては、監事の選任について、社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号で定める親族等特殊関係者に関する規定が、定款に規定されていることが必要。
- つまり、監事のうち親族関係(※)を有する者及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者の数が監事の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

※租税特別措置法における親族(11頁参照)

- 特殊の関係がある者は、以下のとおり。
 - ⑪ 当該監事と親族関係を有する者
 - ⑫ 当該親族関係を有する監事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ⑬ 当該親族関係を有する監事の使用人および使用人以外の者で当該監事等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ⑭ ②、③の者の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- ⑮ 当該親族関係を有する監事及び②から④に掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員（※）（イにおいて「会社役員」という）または使用人である者

イ 当該親族関係を有する監事が会社役員となっている他の法人

ロ 当該親族関係を有する監事及び②から④までに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎とした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

※法人税法第2条第15号に規定する役員とは、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、監事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定める者をいう」とされている。

（3）監事の任期

- 監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、定款によって、その任期を短縮することを妨げない。（法第四十五条）

※平成29年4月1日に在任する社会福祉法人の役員任期は、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時まで。（法附則第十四条）

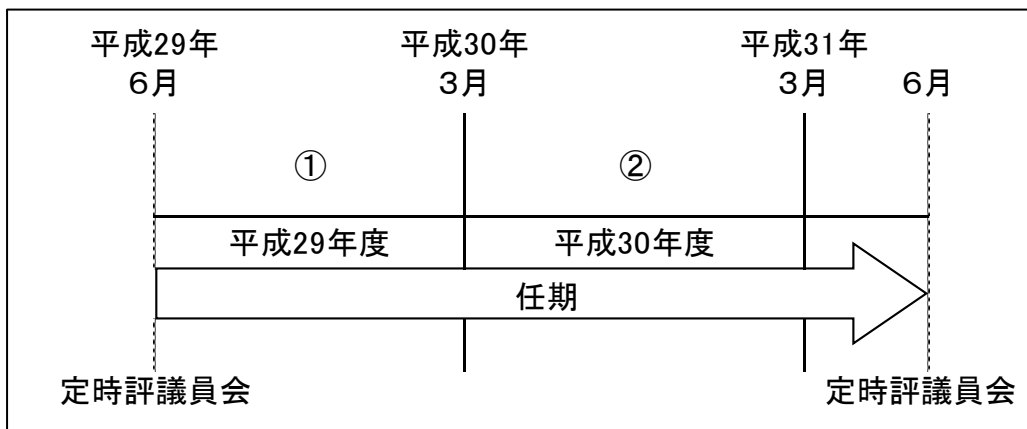
- 監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限はない。（留意事項）

社会福祉法人制度改革に関するQ&A【全国経営協版】

04-役員 4-15、

06-任期 6-6、6-9～6-10、6-12

（例：平成29年度 最初の定時評議員会で選任された監事の任期）



(4) 監事の解任

- 監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該監事を解任することができる。
 - ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
 - ・ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 役員職務の執行について、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に訴えをもって当該役員解任を請求することができる。(社団財団法二百八十四条を準用)
- 前条の訴えについては、当該社会福祉法人及び前条の役員又は評議員を被告とする。(社団財団法二百八十五条を準用)
- 社会福祉法人の役員又は評議員の解任の訴えは、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。(社団財団法二百八十六条を準用)

(5) 欠員を生じた場合の措置

監事は退任した場合であっても、後任者が選任されるまで監事としての権利義務を有することとなるため、欠員が生じた場合はすみやかに補充選任を行うことが望ましい。

- 法律又は定款で定めた監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。(法第四十五条の六)
- 監事のうち、定款で定めた監事の員数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。(法第四十五条の七第二項)
- 監事の欠員が生じた場合に備えて、補欠の監事を選任しておくことができる。(法第四十三条第二項)

社会福祉法人制度改革に関する Q&A 【全国経営協版】

04-役員 4-19